

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○桜井委員長 次に、神田警察通り関連についての陳情に移りたいと思います。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付7-18、神田警察通り道路整備二期工事に伴うイチョウの保存についての陳情、及び継続中の送付6-3、9から11、14、15、23、25、29、33、41、送付7-13の13件でございます。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため一括で審査をすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。

なお、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書でございます。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は委員のみとなっております。委員の皆様には、本2点について、取扱いにはご注意願いたいと思います。

それでは、執行機関から何か情報がございましたら、頂きたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りの状況について報告いたします。

前回、令和7年4月24日の陳情審査以降の状況です。反対している一部の住民と外部の方から、イチョウの根本に居座るなどの妨害行為が続いておりましたが、6月8日にⅡ期区間の樹木の伐採が終了しています。今後のⅡ期工事は、抜根作業、歩道や車道の整備、植栽などを順次行い、本格的な道路整備を進めてまいります。ちなみに昨日から作業を既に開始しており、順調に進んでおります。

そもそもこの工事は区内の多くの方々から強く要望のある道路整備事業であり、残りの区間の車道と歩道の位置関係などの道路線形、街路樹やガードパイプ等の道路附属物の配置などは、沿道関係者で構成される協議会で長期にわたる議論を経て、既に決定しているものでございます。残り区間について、今年度中に道路整備に必要な詳細設計を実施します。さらに、来年度以降必要となる道路整備の準備作業も洗い出しを行い、可能なものから順次実施していきます。

続きまして、資料のほうを提出してございます。陳情に関するものでございます。環境まちづくり部資料1に基づいて説明いたします。

陳情の内容に対する区の考えは、項番——資料、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。項番1の6-3、そこの右側に回答として4点記載してございます。一つ目、この事業計画は協議会で何度も意見交換を重ねて合意を得るなど、話し合いが十分行われているものである。二つ目、議会からも、当初予算、契約議案、補正予算や契約変更議案などにおいて賛成の議決を重ねている。三つ目、裁判所からも、住民らのまちづくりに参画する権利又は利害を侵害するものではない。さらに、工事の決定手続きで住民の意向の聴取や反映が不十分ではないと判断されています。四つ目、Ⅱ期区間のイチョウの伐採は終了しており、計画通りの整備を進めていく。この4点のフレーズを組み合わせて、それぞれの陳情に対して回答を記載してございます。

陳情が出されてから大きく状況が変わったという点は、Ⅱ期区間のイチョウの伐採は終了しており、現地にはイチョウは1本も残っていないということでございます。

なお、項番9、6-29、これは、協議会を見直し、多様な視点を持つ新委員の下でイチョウを残した整備をすることを求めると、そういう内容でございます。協議会のメンバーの構成については、本定例会の本会議におきまして答弁したとおり、神田警察通り道路

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

整備の全体の道路形態は、平成23年以降、計21回にわたって開催された協議会で十分な議論を経て既に決定しており、本道路整備について協議会を開催する予定はございません。

説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ご説明を頂きました。委員の皆様からご質疑はございますか。

この「6-」というのは、令和6年ということですよ。時間が結構たっているのに、改めてというご質問でも結構ですから、理解を深めるためにご質問させていただいて結構です。ございますか。

○岩田委員 すごい細かいことで恐縮なんですけども、抜根って、根っこを抜くわけですよ。その抜いた根っこというのは何かに活用するんですかね。捨てちゃうんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 処分いたします。

○桜井委員長 だから、利用はしない。

○須貝基盤整備計画担当課長 利用しないです。再利用はせず、もう既に伐採しているものです。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 ということは、言い方はあれですけど、ごみとして処分するということですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 資源として再利用という形です。

○岩田委員 えっ。

○須貝基盤整備計画担当課長 再利用。再利用というか、チップとして使えるような形になってございます。

○岩田委員 ふーん。チップって、何のチップで、どこに、どういうふうに見えるんですか。

○桜井委員長 もう少し具体的に言ってください。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは業者のほうに任せていますので、どこの場所という形には、ちょっとこちらでは分かりません。

○桜井委員長 燃料として、チップだから燃料として使うということなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのとおりでございます。

○桜井委員長 そうということなんですか。

○岩田委員 ああ、燃やすということなんですね。

○桜井委員長 うん。よくあるよね、こういう小さいもの。

○岩田委員 はいはいはい。

○桜井委員長 ね。そうそうそう、キャンプで使うときになんか、こうやって、あれで売っているじゃないですか、チップ。そうなのかもね。

○岩田委員 はいはい。じゃあ、それを燃料として使うということで、区には利益として何か入ってくるんですかね。

○桜井委員長 それはないだろう。

○須貝基盤整備計画担当課長 区のほうには利益としては入ってございません。

○桜井委員長 入って。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事費の中で全て含まれています。

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 利益。利益として。

○須貝基盤整備計画担当課長 利益というか、工事費の中に全て、処分からそれをまた再利用するということについて含まれているということです。

○岩田委員 ああ。つまり、それによって利益は得られないどころか、処分費用がかかるということではないんですね。それで、その費用は工事費の中に入っているという認識でいいんですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 処分費というのは、全てそれも含めての処分費でございます。

○桜井委員長 うん。だから入っているということだ。

ほかにありますか。

○春山委員 II期の工事がやっと順調に進んでいるというご報告があったと思うんですが、全体の工期、V期までの工期のスケジュールと、この一時中断によってどのくらい工期が遅れる見通しなのかも含めて、今後のスケジュール感のところ、この中の陳情、イチョウ伐採を残してくださいという声もありながら、要望の強いIV期、V期を早く進めてくださいという要望も入っていたと思う。その辺のスケジュール感を再度ご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 II期工事につきましては、取りあえず、取りあえずというか、今年度中に終わるという計画でございます。ただ、ちょっと年度当初、予定以外に遅れたというところがございますので、そのところは、今、一生懸命、3か月程度。あ、全体としては3年遅れておりますが、II期工事については、今、予定としては年度末までに終わらせると。一生懸命頑張っているところです。IV期、V期、それ以降のことにつきましては、先ほども申し上げたとおり、II期工事が進んで、今年度中にそれ以降の道路の詳細設計に入って、その後進めていくと、今、計画しているところでございます。

○桜井委員長 いいですか。

○春山委員 はい。

○岩田委員 関連。

○桜井委員長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 ということは、III期工事はどんな感じで進んでいますか。例えば地元の方々の意見とかそういうのとかも含めて、どういう感じで今進んでいる最中でしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、III期以降の道路の線形、全体的な形というものは、既に決まっているということでございます。

○岩田委員 だから、地元の方の意見とかそういうのも含めてと言ったじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 協議会等を開催する予定はございません。

○岩田委員 「ございま」。

○桜井委員長 ちょっと、語尾が聞こえない。

○須貝基盤整備計画担当課長 ございません。

○桜井委員長 岩田委員。

○岩田委員 「ございません」。それは何でなんでしょう。またそうすると、地元の意見を聞かないとかいうことになる、また地元が二分するみたいなようなことになったりするんじゃないですかね。やっぱり丁寧な説明が必要だと思うんですけど、そこはどのよう

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

に考えていますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも何度も申し上げていますが、裁判所でも住民の意向や聴取、反映、そういうものは不十分ではないと、そういう判断もされております。協議会のほうでも、平成23年度以降、計21回にわたって協議された中で、十分議論されてきたということを認識してございます。

○桜井委員長 岩田委員、ちょっと待って。岩田委員が求めている、そういう地域の協議については、それはⅢ期工事以降のことについて言っていらっしゃるでしょ。Ⅱ期工事については、今、一通りこういう結果が出たよと。それで、Ⅲ期工事以降については、今までも、前の委員さんだったからお分かりだと思うけど、後ろからやったほうがいいんじゃないのとか、いろいろな意見が出ていましたよね。当然Ⅲ期以降の工事についての協議会を立ち上げていただいたりして、それで地域の声を聞いていくということについては当然やっていくということなんですよ。

○岩田委員 声は聞かないと言っていましたよ、さっき。

○桜井委員長 いやいや、その部分については。このⅢ期工事以降のことについて。

ちょっと休憩するよ。えっ、そうじゃないの。

午前11時11分休憩

午前11時13分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 答弁を聞いていると、裁判所でこういうふうに出たからとか、23年度以降こういうふうに話をしたからと言っていますけど、結構時間もたったと思うんですよ。社会情勢も変わって、皆さんの意見も変わっているんじゃないかなと思うんですよ。1回やったからそれでいいじゃなくて、それは、1回やったからって、まあ23年度以降は何回もやったと言っているんですけども。またそれで、じゃあ、もう何年も前に決まったことですよ、やりますよと言ったら、新たな住人だっていたりするわけじゃないですか。だからそこをやっぱり丁寧にやらないと、また同じようなことがあったら、お互いに不利益を被ると思うんですよ。区だって、また工事が遅れたといったら大変な思いをするでしょうし、やっぱり住民だって、何だよ、聞いていないよという話になったら、またそれこそ割れちゃうんじゃないですかね。だからやっぱりそこは丁寧にやっていただきたいなと思うんですよ。そこをぱっさりと、いや、もう聞きませんよ、話は聞きませんよというのではなくて、そこはやはり丁寧にやっていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺のお知らせ等は丁寧に進めてまいりたいと思います。工事に……

○桜井委員長 環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 今ご説明、今の補足答弁ですけれども、もうこの工事は既に決まっていることと、多くの方々がこの今の計画を進めてほしいというすごい要望がありまして、そういう意味で、この工事を着実に進めていくというのは我々の区としてのスタンスでございます。

○岩田委員 既に決まっているのは分かっています。また、多くの方がと言うんですけども、その当時は多くの方かもしれません。で、また意見が変わっているかもしれないじゃ

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ないですか。もう随分たっていますよね。Ⅱ期工事だけでも何年もたっている。だからそれを見て、もしかしたら考えが変わっている人もいるかもしれない。やっぱり新たに次に入るんだったら、やりますよという説明会なども開催して、ちゃんと意見を通して、もうこれで皆さんの意見は大丈夫ですね。盤石なものにしてから進めたほうが、区としてもいいと思うんですよ。住民のほうはもちろん、区としても、こんなにちゃんと意見を取ったじゃないですか、もう大丈夫ですよ。言うてからやったら、もうそれこそ文句が出ないというふうに思うんですよ。どうでしょう。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、これまで3年も工事が遅れておりますし、妨害行為によって約1億円も経費が増加しているということを踏まえますと、やはり区といたしましては、これをしっかり今の計画を進めていくと。しかも多くの方々が希望されているわけですので、それにのっとってしっかりとやっていきたいということでございます。

○岩田委員 だから、例えばその3年工事が遅れているというのも、やっぱり十分な説明ができていなかったから、聞いていないよという住民の方も多くて、それで、木を守るといふそういう行動に出たんじゃないですかね。決してこれは妨害行為ではなく、工事は進めてくれと言っていたんですよ。結局、意見は、工事を進めてくれは一緒。ただ、木を守りながらやってくださいよという話で、そういう、何か、何ですかね、案を出しても全部ぶった切られて、いや、これは決まっていますからやりますよと、多くの方が言っていますよと。じゃあ、多くの方ってどれぐらいなんですか。それを直近でじゃあ調べてください、そういうのを。本当に多くの方なのかどうか。

それでもそういう結果が出るんだったら分かりますけども、多くの方が多くの方がと言っても、何年もたっていて、本当にまだ多くの方なのか。そこは丁寧にやっていただきたいという話なんです。それは先ほども言ったように、決まったことですからと言って工事をどんどん進めちゃって、後で異論が出たときに工事が止まるじゃないですか。それは、私たちとしても、私たち区民としても、お金が余計にかかる。時間もかかる。それはやっぱりよくないことだと思います。区としても、やっぱり工事がすぐにできなかったら、それは損失になるわけじゃないですか。なので、両者のためにもそこは丁寧にやって、大丈夫だよと分かってからゴーで一気にやってほしいというんですよ。もうこれは何年も前に決まったことですから、決まったことですからと言うんだたら、また割れることになるんじゃないですかという話です。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、裁判所、ですね、工事の手續で、住民の意向の聴取や反映は不十分ではないということは言われておりますので、我々としては説明はちゃんとついているということで認識してございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 ちょっと僕も新しい委員なんで、基本的なことも聞くかもしれないです。

このⅠ期からⅤ期までの工事というのは、もう当然協議会で決まって、もう全部ができて進んでいく中で、Ⅱ期工事で止まっちゃって、1億円もかけて、余計なお金がかかったと。それでやっと全部切れたから進めますよということは、今、陳情審査なんでまとめてやっていますから聞くんですけど、一つ疑問に思うのは、どこの工事でもそうなんだけど、

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

全部決まって、現場に出たときは、現場でそのとおりでできないことが起きますよね。そのときは対応するじゃないですか。対応するじゃないですか。基本的に道路の幅を変えようとかいうんじゃないで、現場に入ったときできないことというのは、実際、まちの中の方から新たに、ここは困るよと言われたところがあったりすると、対応するじゃないですか。基本的なところじゃないですよ。部分的なところで対応するようなところが出てくるじゃないですか。そのときには、先ほど委員長も言われたけど、協議会はもう開かないの。もう開かない。協議会というのは解散しちゃっているの。解散しているんですか、協議会はもう。

要するに、協議会マターにしないで、役所が判断するということなの。何か新たに、今言ったようにⅠ期が終わって、Ⅱ期が終わって、Ⅲ期にも入っていくときに、もう全てⅤ期まで計画ができてからこれをやりますというのは、それは結構なんだけど、やっていくことによって新たに問題が出てきたとき、課題、全面的なことじゃないですよ。そのときには協議会はもう開かないと先ほど言っているんだけど、それは何でそんな開かないということになるのか、ちょっと教えてください。

○加島まちづくり担当部長 協議会の事務局は地域まちづくりのほうでやっていますので、私の所管になりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

協議会を開かないということのご質問ですけれども、今いろいろとお話しになった中で、神田警察通りの整備の内容、これに関しましては、過去数回、何十回にわたる協議会の中でご意見を聞き、区がこういった形で整備しますということで、整備の内容は区が最終的に決めたというところで、その根本的なところは変えませんと。それは植栽も含めて、課題になっているイチヨウの伐採も含めて、伐採しますよという、その基本的なところは最終的には区が決めています。それはⅠ期から、まあⅠ期はちょっと変わりましたが、Ⅱ期からⅤ期も変わりませんといったところが先ほどから言っているところです。そこを協議会をまた開いて議論するということはないということは、しっかりご了解、ご了解というか、ご認識いただきたいと。それ以外にいろいろとまちづくりが進んだりもしていますので、そういった中で協議会を開くといったことはあり得るかなと思いますので、神田警察通りのこの整備の内容について、再度、Ⅲ期からⅤ期までの工事内容について協議会で議論するということはないということです。

○小林委員 することはない。ないのね。そうすると、あとは役所が個別対応するということだね。するということですよ。

それで、もう一つ。これ、僕は基本的に役所として、役所って、基本的に継続性、継続性を持って進めてきているんだけど、これ、こんなに混乱しちゃったのは、僕ちょっとずっと前に戻りますけど、Ⅰ期で区の方針を変えたから、イチヨウを残すように変えたからというのがあつたわけですよ。その部分で、Ⅰ期はイチヨウを全部切ると言っていたのに残しちゃった。そこを協議会の人からも聞いたんだけど、あれをやるからこんなにもめているんだとも言われる。協議会の人ね、あれがなければもうずっと行っていたんだと言って、区は区で意思を変えたわけですよ、Ⅰ期は。Ⅱ期は意思は変えなかった。

要するに、今度Ⅲ期はどうなるかと、Ⅲ期は変えないですって行くんですけど、Ⅰ期からⅤ期までの継続性というのを考えると、役所はどう評価するのか。Ⅰ期をどう評価して、道づくりというのは継続性が必要なんで、さあ、イチヨウ、イチヨウ、イチヨウ、

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

桜、桜、桜となったときの、区はどういう責任というのかな、を取りながらこの事業を今後進めていくのかというのは、このⅡ期が終わった時点で1回整理されたほうがいいと思うんですね。その辺のところは、いや、Ⅰ期はちょっと目をつぶっておいてくださいと。Ⅱ期からきれいになりますとは行かないと思うんで、その辺の見解というのはお持ちでない、説得力がないと思いますけど、ちょっとその辺の見解を。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅰ期工事につきましては様々なご意見がございまして、その中で、議会のほうからも、イチョウを残しての整備にするべきだというご意見を頂きまして、そこで警察等と協議をいたしまして、そのⅠ期工事の街区ですとかパーキング、その沿道状況によって……

○小林委員 えっ。

○須貝基盤整備計画担当課長 沿道の状況が違います。車の乗り入れがないとか、そういうものがございまして、その中で、パーキングをなくした形で、Ⅰ期だけはパーキングをなくした形で整備ができるということで、あのような形になったと。ただし、そのときでも、Ⅱ期以降についてはそういう形ではできないというのは、もうそのときからずっと申し上げておりました。

道路としての一気通貫ということでいきますと、Ⅱ期工事以降のところは、ですから、Ⅱ期と同じような形で進めていきたいということで考えてございます。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 だったら、Ⅰ期とⅡ期の連続性というのはないということだよ。ないということだよ。意見を感じて、街路がでかくて、幅員もあって、意見が出て議会も要望したから、これについては計画は変えて、イチョウを残していい、そういう整備をして残したよと。だけどⅡ期以降はもう計画どおりやるよ。だからⅠ期とⅡ期の連続性はないと。要すればⅡ期からⅤ期の、これ、ここは道路なんです。神田警察通りというのは、Ⅱ期からⅤ期が貫通する道路であって、Ⅰ期は切り離れた。Ⅰ期のよさを区として勘案して、Ⅰ期は終わらせていると。だから実際この警察通りというのは、Ⅰ期-Ⅴ期とあるけれど、そうじゃなくて、Ⅱ期-Ⅴ期という話ですよ。というふうに理解しておけばいいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この神田警察通りは、自転車走行空間の整備という事業でございまして、そういう意味で、自転車走行空間、歩道を拡幅して自転車走行空間も確保して、バリアフリーということで、連続しているという考えでございまして。

○小林委員 ちょっと行ったり来たりしている。そりゃ道路の継続性というのは当然、自転車の通行性も当然それは言っている。そこを言っているんじゃないで、そこは当然確保しますと。今言っているのは問題になっている並木の話をしている。並木はⅠ期はもうイチョウ並木で終了。あと以降は新たに作る、イチョウで完結するということで理解すればいいんでしょ。そこを言っているんで、道路の継続性はそれは当たり前。そこだけはちゃんと整理しておかないといけない。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり、Ⅰ期工事のところはイチョウを残したということで、Ⅱ期以降は、今はヨウコウザクラということでなっております。おっしゃるとおりでございます。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。よろしいですか。

最後に。岩田委員。

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 先ほどから協議会は開かないよということなんですけども、協議会ではそういう意見が一致したとして、地元住民の方はどうなんですか。先ほどから、多くの方が、多くの方が賛同と言っていますけど、じゃあ何人にどれぐらいのアンケートを取って、どれぐらいの賛成が得られたんですか。そういうのを初めて「多くの方が」と言えると思うんですけども、やっていないのにそういうことを言っちゃ駄目だと思うんですが、どうお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 アンケート調査も令和元年度に行っております。それも含めて第16回の協議会で全体の線形をお示しして、それで合意を頂いたということでございます。

○岩田委員 それもさっき言ったじゃないですか。もう随分古い話じゃないですか。元年ですよ。だから、新しくちゃんと皆さんの意見を取って、それで、多くの方がと言うなら分かるけども、そんな何年も前の話を持ってきて、取りましたよと言うと、また地元が割れるんじゃないんですかという話をしているんです。だから、そういうのもちゃんとやって、説明会もやって、そして盤石の体制で工事を進めてほしいんですよ。それはお互いのためですよという話をさっきからずっとしています。

○須貝基盤整備計画担当課長 同じようなお答えになるとは思いますけど、協議会をやって、皆さんのご意見を頂いて、決まってきたということでございます。

○岩田委員 答えていない。答えていない。答えていないよ。

○桜井委員長 まあ、過去の中で、そういう手順・手続はきちっと踏んできて、こういう結論になっているということね。そういうことです。いろいろとご意見があるかもしれませんが、ご意見として頂きました。

春山委員。

○春山委員 1点、協議会についてご質問させてください。先ほどこの、もう神田警察通りの沿道整備推進協議会は、一旦この形というのも決まっているので、今後開催しないということを確認させていただいたんですけれども、今後それ以外に起きてくる沿道のまちづくりなどで、協議会というのが立ち上がってくると思うんですけれども、この男女の構成比であるとか偏らないということはやはり大事な視点だと思うんですけど、今後の協議会の在り方についてお答えいただけますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 男女比構成だとか多様な視点という部分でいきますと、これまでも何度かご答弁させていただいておりますが、区としても委員の構成を見直していく必要性はあるという認識でございます。

今の協議会として、全体のまちづくりの話をさらに議論をしていくのか、また、令和5年に神田地域のまちづくり方針を決めておりますけども、整備とともにエリアマネジメントだとか地域運営を展開していくという中を考えていったときに、今の協議会の構成で運用していくのかどうかというのは、またちょっとその構成を考えるべきなのかなというふうな認識でございます。

○桜井委員長 いいですか。

○春山委員 はい。

○岩田委員 関連。

○桜井委員長 関連。はい、岩田委員。

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 男女比の必要性を、そのことを考える必要性を感じていますと。で、そういう考えるべきだなと思っています。いや、思っているだけじゃ変わらないんですよ。やっぱり変えていかなければ。それは、いつ、どのような形で変えるのか。そういうような予定とか、そういうのがあれば教えていただきたい。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今の協議会で協議しなければいけない議論があって、必要性があれば、速やかに協議会を開催していくべきだというふうに考えています。そのときに、これまでは過去21回、協議会を重ねておりますので、そこですんなりメンバーチェンジというか、総入替えをするような考え方でいくのか。そういう検討をしてきた皆様のご苦労もありますので、そこでちょっと一旦諮りながら、どういう形で、段階的にちょっとメンバーを入れ替えていくのか、一斉に入れ替えるのかも含めて、そういったやり方についてはまさに区のほうで今考えているところです。

○岩田委員 必要性があれば変えていきますというご答弁でしたけども、その前の答弁では、男女比を変える、そういう考える必要性を感じておりますと言っているんですよ。感じておりますと言っているのに、必要性があれば変えていきますって、どちらですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 まず協議会を速やかに開催するかについては、必要に応じて開催の時期を検討します。一方で、男女比の部分については、なるべく現行の附属機関基準に合わせるような形に我々は努めていかなきゃいけないと考えておりますので、それは次回協議会で、できれば速やかに変えていきたいというような意向はございます。

○桜井委員長 はい。意向があるということです。

岩田委員。

○岩田委員 意向があるということは、議題にのせるということでもいいですかね。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 協議会の開催を通じて、それを議題にするということもあろうかと思います。

○岩田委員 「あろうかと思います」。じゃあ、するかどうか、分からないんだ。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 今、協議会のメンバーの話だと思うんですけども、今、答弁の中で、一斉に変えるということも可能性としてはあるような答弁だったんですけども、これまでの議論の継続性ですとか、地域の方々の貢献性だったり、いろいろなことを考えると、いきなりぱっさりとやってしまうと、それはそれで大きな反発は出てしまう可能性があるんだろうなというふうに今答弁を聞いて感じたものですから、そこはやっぱり丁寧にやる必要はあるだろうなと。もちろん男女比ですとか、様々な要件に照らし合わせた形で、いろいろと入替えというのは必要なだろうけれども、そのところのやり方を間違えてしまうと、大変なことになりかねないなというところを今感じたので、そのところはちょっと注意をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、大坂委員がおっしゃられたように、協議会、これまでやってきた部分の議論の継続性という部分、内容の継続性、あるいは逆に、総入替えじゃないですけども、メンバーが大幅に変わることで、相当な数が変わることで、協議会のこれまでの蓄積を無駄にするような形でというのは、我々も危惧する部分ではございます。なので、そこについては、やはりどういう形で構成を考えていくべきかという部分は、協議会の委員の方にも聞かなきゃいけないというふうには思っておりますので、

令和 7年 7月 2日 環境まちづくり委員会（未定稿）

そういった部分を通じて、男女比率を極力やはり現行基準に合わせていくという部分は我々も努めていきたい。ただ、この町会から女性を出してくださいだとか、その部分についてはなかなか難しい部分もあると思いますので、様々そこについては区の事務局側として検討させていただいて、いい形で、協議会を継続する場合は、その継続の形が取れるような体制を整えていきたいと考えております。

○大坂委員 この神田警察道路に関しては、この道路の整備だけでなく、沿道に再開発もかなりこれから多数あると思いますので、その辺もしっかりと継続した認識を持ちながら、人選ですとか協議会の運営というのは注意をしながら進めていっていただかないと、やはりどこかでまた大きな反発の声が上がってこないように、うまく進めていっていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 今、委員のほうから重要な部分をご指摘いただいておりますので、十分その点を踏まえ、留意しながら、検討していきたいと思います。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは質疑を終了します。

今、委員の皆さんから最後にご質疑を頂いた6-29については、今、この神田まちづくり、警察通りのⅡ期工事関連の陳情というのは13本あるんですけども、唯一この6-29については委員の構成についての要望ということで、それ以外の12本については、神田警察通りのⅡ期工事の中断と変更、イチョウの木の伐採中止、保存に関する案件で共通いたしております。執行機関のほうから、このⅡ期工事についての伐採は全て計画どおりにもう終わっているという、そういう答弁を頂いておりますので、この陳情をこのまま引き続き行っても、既に伐採が終わっているということもあって、陳情を審査するにはちょっとなじまない環境になっているということでございますので、委員長のほうから皆さんにお諮りしますが、本日の議事録をもって陳情者にお返しして、審査をこの13本は終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。そのようにさせていただきます。